

資料-1

「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について

平12.11.20 文生参352号 各国公私立大学長、各国公私立高等専門学校長、国立久里浜養護学校長、関係文部省各施設等機関長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会あて 文部省生涯学習局長 文部省初等中等教育局長通知

現在我が国においては、児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているなど児童虐待に関する問題が深刻化しており、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護を行うことは喫緊の課題となっております。

このため、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「法」という。別紙1参照。)が平成12年5月24日に公布され、平成12年11月20日から施行されたところである。

もとより、学校においては、校長のリーダーシップの下、全教職員が一致協力し、教職員一人一人が自覚と責任感を持って、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成することにより、児童虐待の早期発見に努めていただくことが大切であります。

また、従前より、児童福祉法第25条に規定する虐待等を発見した者の福祉事務所又は児童相談所への通告義務は、広く国民一般に課された義務であるとともに、特に、職務上、虐待等を受けている児童を発見しやすい立場にある教職員等の学校教育・社会教育関係者についてはその履行が強く要請されているところであります。

ついでには、都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護が行われるよう下記の事項に留意のうえ、本法の施行に関して、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び社会教育施設その他の教育機関及び学校法人に十分知照をいただきとともに、教職員に対して周知が図られるようご連絡願います。

なお、本件については、厚生省児童家庭局長より各都道府県知事及び指定都市市長あて通知されており、これを添付(別紙2)しますので参考としてください。

記

1 法の目的(第1条関係)

児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されるものではなく、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが喫緊の課題となっているところである。

本法は、こうした状況を踏まえ、本問題の解決の緊急性にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を促進するため、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めるものであること。

2 国及び地方公共団体の責務等(第4条関係)

国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化等に努めることを規定したものであること。

この関係機関の例として教育関係では、学校(幼稚園を含む)、教育委員会、教育相談センター、社会教育施設などが想定されており、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、保健所、警察等の関係機関との連携を日頃から十分に行うべきであること。

3 児童虐待の早期発見及び児童虐待に係る通告(第5条及び第6条関係)

(1) 学校の教職員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないことを規定したものであること。(第5条)

(2) 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、児童福祉法第25条の規定により福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならないことを規定したものであること。(第6条第1項)

(参考)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第25条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。但し、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

資料- 2

現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について（通知）

平16.4.15 16初児生第2号 各都道府県・指定都市教育委員会担当課長、各都道府県私立学校主管課長、付属学校を置く各国立大学法人学長あて
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知

標記の調査を全公立小中学校について実施したところ、結果は別添1のとおりとなりました。

児童生徒の状況の把握や児童虐待防止に向けた対応につきましては、本年1月30日付け通知「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」（15初児生第18号）や本年2月6日に開催した「平成15年度第2回都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」等において、日ごろからの児童生徒の状況把握、関係機関等との連携、学校としての組織的な対応や教育委員会との連携など、適切な対応が図られるようお願いしているところです。

ついては、今回の調査結果を踏まえ、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所轄の私立学校に対して、下記の点に留意の上、児童生徒の状況の把握に一層努めるとともに、児童虐待防止へ向けての一層適切な対応が図られるよう御指導をお願いいたします。

なお、児童虐待の問題につきましては、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、また、「児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出されておりますので、参考までに概要（別添2及び3）をお送りいたします。これらにつきましては、今後、必要に応じ情報提供等を行うこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

記

1 長期にわたって欠席している児童生徒の状況の把握について

- (1) 長期にわたって欠席している児童生徒については、その要因や背景は様々であることから、状況を適切に把握した上で対応を検討する必要があること。その際、長期にわたる欠席の背景に児童虐待が潜んでいる場合があるという認識を持ち、学校は、当該児童生徒の家庭等における状況の把握に特に努める必要があること。

- (2) 教職員が当該児童生徒に会えていないなど状況の把握が困難な場合については、校内の不登校対策委員会等を活用して学校としての対応方針について具体的に検討し、対応すること。

- (3) 児童生徒本人の心身上の理由により会うことができない場合などにあっても、対応を学級担任のみに任せるのではなく、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、当該児童生徒と関わりを持つ者が継続的に家庭訪問を行うなど、学校として組織的な対応を行うこと。その際、保護者と会うことができる場合には、保護者との信頼関係を築きつつ、保護者を通じての状況把握に努めること。状況に応じて、学校から医療機関や相談機関等の専門機関へ相談したり、保護者へ専門機関を紹介することも考えられること。

- (4) 当該児童生徒に会うことができず保護者から協力が得られないなど、学校関係者のみでは当該児童生徒の状況把握が困難である場合には、学校だけで対応しようとせず、早期に教育委員会への連絡、相談を行うとともに、地域の民生・児童委員、主任児童委員、児童相談所、福祉事務所、警察署、少年サポートセンター、少年補導センターなどの関係機関等の協力を得て状況把握に努めること。

- (5) 長期にわたって状況の改善が見られない場合などにおいても、学校は、在籍している当該児童生徒への意識を低下させることなく、家庭訪問等を継続するなど、当該児童生徒への関わりを持ち続け、状況の把握に努めること。その際、個別の児童生徒ごとに関係機関等から構成されるサポートチームの活用や教育支援センター（適応指導教室）等が行う訪問指導の活用など効果的な取組に努めること。

- (6) 学校関係者が家庭訪問等を行う際は、当該児童生徒が長期欠席や不登校に至った経緯を踏まえ、当該児童生徒及び保護者の心情等には十分配慮し、機械的な働きかけをすることで児童生徒及び保護者を追い詰めることなどがないようにすること。

- (7) 教育委員会は、定期的な学校からの報告や学校訪問を通じ、日ごろから域内の児童生徒の状況把握に努めること。また、学校からの連絡、相談等に対しては、具体的な指導、助言を行い、学校を積極的に支援すること。
学校だけでは対応が困難な場合については、学校に対して、サポートチームの活用や教育支援センター等が行う訪問指導の活用など関係機関等との連携について具体的な指導、助言を行うこと。その際、学校に対して適切な関係機関等を紹介したり、教育委員会から関係機関等へ働きかけるよう努めること。

2 児童虐待防止に向けての適切な対応について

- (1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。
- (2) 児童虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所又は福祉事務所へ通告すること。また、児童虐待の疑いがある場合には、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談を行い、その際は疑いの根拠となる事情を明確に伝えること。さらに、関係機関へ相談等を行った後も、関係機関と連携し、当該幼児児童生徒の状況把握を行うなど、必要な支援を継続して行うこと。
児童虐待の防止等に関する法律において、通告を受けた児童相談所等の職員等は、当該通告を行った者を特定させる情報を漏らしてはならないこととされており、学校においては、幼児児童生徒の保護者との関係が悪化することなどを懸念して通告をためらうことがないようにすること。
- (3) 今回の調査結果においては、関係機関等へ相談等を行わず学校のみで対応した理由として、「学校の指導により状況が解消・改善されたため」、「状況を確認中のため」、「虐待の事実がないことが判明したため」などが挙げられているが、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談することが重要であること。
- (4) 教育委員会は、児童虐待に関する域内の学校からの連絡、相談等に対して適切な指導、助言を行うこと。また、教職員一人一人が児童虐待に関する知識や理解を有した上で、幼児児童生徒の行動の変化等に注目することが児童虐待の早期発見・対応には不可欠であり、そのための研修の充実を図ること。
- (5) 学校及び教育委員会は、虐待防止ネットワークに参加するとともに、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるなどにより、日ごろから関係機関等との連携を推進し、児童虐待防止に向けた取組の一層の充実を図ること。

〈別添 1〉

現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び
児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について〈概要〉
(都道府県教育委員会を通じ公立小中学校について調査した結果)

- 1 現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況
(平成16年3月1日現在 「30日」は平成16年1月31日～2月29日である)
- 学校を30日以上連続して休んでいる児童生徒は49,352人
 - 30日以上連続して休んでいる児童生徒のうち、学校の教職員が会えていない児童生徒は13,902人(28.2%)
(うち、教職員がその保護者には会えていることを学校が把握している数は10,012人)
 - 30日以上連続して休んでいる児童生徒のうち、学校も他の機関の職員等も会えていないと思われる児童生徒数は9,945人(20.2%)
 - 学校も他の機関の職員等も会えていない主な理由は、
 - ・児童生徒本人の心身上の理由により会うことができない(66.1%)
 - ・保護者の拒絶により会うことができない(9.1%)
 - ・その他(居所が不明、域外に居住、連絡が取れない等)(16.7%) など
- 2 児童虐待に関する教育委員会や関係機関等への連絡等の状況
(平成15年4月～平成16年2月)
- 児童虐待の発見や疑いにより、学校が教育委員会へ報告・連絡・相談を行った児童生徒数は5,837人
 - 児童虐待の発見や疑いにより、学校が関係機関等へ通告・連絡・相談を行った児童生徒数は8,051人
 - 学校が最初に通告・連絡・相談等を行った関係機関等は、
 - ・児童相談所(63.1%)
 - ・福祉事務所(10.8%)
 - ・警察(2.2%)
 - ・その他(民生・児童委員、主任児童委員、都道府県・市町村の福祉部局等)(23.9%)
 - 虐待を疑った際、学校のみで対応した児童生徒数は597人
 - 学校のみで対応した理由は
 - ・学校の指導により状況が解消・改善されたため
 - ・状況を確認中のため
 - ・虐待の事実がないことが判明したため など

(別添 2、3 略)

資料－3

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について
(通知)

平16.8.13 16文科生313号 各国公私立大学長、
各国公私立高等専門学校長、国立教育政策研究所長、
各都道府県知事、各都道府県・指定都市教育委員会、
各独立行政法人の長あて 文部科学省生涯学習政
策局長、初等中等教育局長通知

児童虐待の防止については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「現行法」という。)が施行された後、広く国民一般の理解の向上や関係者の意識の高まりが見られる中で、様々な施策の推進が図られてきました。しかしながら、子どもの尊い生命が奪われるなどの痛ましい児童虐待事件は後を絶たず、児童相談所への児童虐待相談件数も平成15年度には2万6千件を超えるなど、児童虐待問題は依然として、早急に取り組むべき社会全体の課題となっております。

このため、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第30号。以下「改正法」という。別紙1、2、3参照。)が先の通常国会で成立し、平成16年4月14日に公布され、一部の規定を除き、同年10月1日より施行されることとなったところです。

については、各都道府県知事及び各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、児童虐待の防止に向けて、下記の主な改正法の内容等にご留意の上、その施行に関して、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び社会教育施設その他の教育機関及び学校法人に十分了知いただくとともに、教職員をはじめ学校教育及び社会教育の関係者に対して周知が図られるようご連絡願います。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より各都道府県知事及び指定都市市長あてに通知されており、これを添付(別紙4)しますので、ご参考としてください。

記

1. 目的(改正法施行後の児童虐待の防止等に関する法律(以下「法」という。)第1条関係)

法の目的について、次の3点が規定されたこと。

- ①児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこと
- ②児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を定めること
- ③児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めること

2. 児童虐待の定義(法第2条関係)

児童虐待の定義について、次の2点が明確にされたこと。

- ①保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置することも、保護者としての監護を著しく怠る行為(いわゆるネグレクト)として児童虐待に含まれること
- ②児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること

3. 国及び地方公共団体の責務等(法第4条関係)

(1) 児童虐待の防止等のために必要な体制の整備(第1項関係)

国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する支援を含む。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならないとされたこと。

なお、「関係機関」の例として教育関係では、幼稚園、小学校等の学校、教育委員会、教育相談センター、社会教育施設などが想定されており、児童相談所、福祉事務所、保健所、児童福祉施設、警察などの関係機関との連携はもとより、個人情報の保護に十分配慮しつつも、社会福祉法人、NPO等、幅広い民間団体との連携にも配慮すべきであること。

(2) 研修等の必要な措置(第2項及び第3項関係)

国及び地方公共団体は、学校の教職員その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとされたこと。

また、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、学校の教職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるものとされたこと。

(3) 広報その他の啓発活動(第4項関係)

国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権についても必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないとされたこと。

(4) 調査研究及び検証(第5項関係)

国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされたこと。

4. 児童虐待の早期発見等(法第5条関係)

現行法において児童虐待の早期発見に関する努力義務が課されている学校の教職員その他児童の福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校その他児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされたこと。

なお、学校及び学校の教職員等については、児童虐待の早期発見に努めるだけでなく、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないとされたこと。

また、幼稚園、小学校等の学校や児童福祉施設は、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないとされたこと。

5. 児童虐待に係る通告(法第6条関係)

児童虐待の早期発見を図るため、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されたこと。

これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されることである。

6. 通告又は送致を受けた場合の措置(法第8条関係)

児童相談所が通告等を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めることとされたこと。

7. 児童虐待を受けた児童等に対する支援(法第13条の2関係)

国及び地方公共団体は、虐待を受けたために学校での学習が遅れてしまった児童についても、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないとされたこと。

また、虐待を受けた児童のケアや児童福祉施設への入所等の措置自体、児童の保護であると同時にその自立支援としての側面も有しているが、自立のための支援が最も切実に必要とされるのは、虐待を受けて後に保護者との関係が絶たれた児童が児童福祉施設を退所等する場合であり、住居の賃貸契約や高等教育を受けるための資金の確保、就職に際しての保証人の確保や住み込み形式の職業に就職先が偏りがちであること等、多くの困難に直面している。

こうしたことを踏まえ、国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならないとされたこと。

8. 施行期日(改正法附則第1条関係)

改正法の施行期日は、一部の規定を除き平成16年10月1日であること。

なお、改正法により、現行法第6条及び第8条について、児童相談所及び福祉事務所に加え、新たに市町村を児童虐待に係る通告先として規定するとともに、こうした通告を市町村が受けた場合における児童の安全確認等の対応を規定する改正が行われています。これらの改正については、先の通常国会に提出された児童福祉法の一部を改正する法律(未成立)の施行の日から施行することとされています。このため、これらの改正の施行に際し必要な事項については、同法の成立を待って厚生労働省から各都道府県知事及び指定都市市長あてに改めて連絡することとされていますので、あらかじめご了承ください。

(別添1～4略)